



# TSUZUKI PUBLIC HALL

—横浜市都筑公会堂—

ご案内



## 利用者のみなさまへ

都筑公会堂はピアノなどの発表会、講演会、室内楽、及び趣味のサークル活動、生涯学習の場として、ご利用していただく施設です。ぜひご利用ください。

## 横浜市都筑公会堂

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電話：045-948-2400 FAX：045-948-2402

URL: <http://都筑公会堂.jp/>

指定管理者：横浜都市みらい・新都市ライフ共同事業体

## 都筑公会堂講堂・会議室利用料

時間 室名	昼間(9時～17時)		夜間	昼夜間	面積	定員
	午前	午後	17時半～22時	9時～22時		
	9時～12時	13時～17時				
第1会議室	1,000円	1,400円	1,500円	3,900円	68.7㎡	60人
第2会議室	800円	1,100円	1,200円	3,100円	53.9㎡	40人
和室	800円	1,100円	1,200円	3,100円	22畳	30人
リハーサル室	1,300円	1,800円	2,000円	5,100円	73.1㎡	30人
講堂(ホール)	15,000円		14,000円	29,000円	709.2㎡	604人
全館	24,300円		19,900円	44,200円		

○土・日・祝は、上記料金の2割増になります。

○参加者から入場料等を徴収するときは、割増となります。

・1,000円以上2,000円未満→5割増、2,000円以上→10割増

\*入場料等とは、前売券のほか資料代、参加費などが含まれます。

## 付属設備の利用料金

室名	設備	使用料金			
		午前	午後	夜間	昼夜間
講堂(ホール)	グランドピアノ(KAWAI EX)	1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
	音響設備	1,500円	1,500円	1,500円	4,000円
	照明設備				
	CDプレーヤー	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	CDレコーダー				
ビデオプロジェクター (EPSON EB-G5950)	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円	
リハーサル室	アップライトピアノ (KAWAI US7X)	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	音響設備(CDプレーヤー付)	1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
	DVDプレーヤー(モニター含)	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
第1会議室	音響設備	1,500円	1,500円	1,500円	4,000円
	ビデオプロジェクター ※1 (EPSON EMP8300)	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
第2会議室	音響設備	1,500円	1,500円	1,500円	4,000円
	ビデオプロジェクター ※2 (PLUS U5-512h)	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円

※1 ※2 ミニD-SUB15ピン(VGAケーブル)

## 電気使用料

電気器具持込(電気使用料)	1kwあたり200円
---------------	------------



## 申込み方法

### ●受付開始日について

- ・ホール及びホールと同時に会議室を利用する場合・・・利用日の6か月前の応答日  
(例 7月10日利用の場合、1月10日受付開始)
  - ・会議室、和室、リハーサル室を利用する場合・・・利用日の3か月前の応答日  
(例 8月14日利用の場合、5月14日受付開始)
  - ・市外居住の方は、利用日の1か月前までの応答日から受付を開始します。
  - ・受付開始日が休館日の場合は、翌日に受付を開始します。
- 注)市の行事等が予定されている場合がありますので、事前に電話で利用状況をご確認ください。

### ●申込み受付について

- ・午前9時から午後10時まで受け付けます。
- なお、受付は先着順としますが、受付開始日の午前10時に複数お申し込みがあった場合には抽選とします。ただし、同一の行事で複数の方が抽選に参加することはできません。

### ●電話予約

- ・受付開始日の翌日からお受けします。ただし、予約後10日以内に来館の上、申請(お支払)をしてください。

## 利用許可と利用料

- 利用を認められた方は、窓口で利用料のお支払いと「利用許可書(使用許可書)」をお受け取りください。  
なお、利用日の1か月前までに利用の取消しを申請し、認められた場合には、既納の利用料のうち8割を返還いたします。
- 銀行振込をご希望の場合は、ご相談ください。

## 利用の不許可

- 主として物品を展示、販売及び宣伝する目的で公会堂を利用することはできません。

## 利用許可の取消し

- 次の場合には、許可を取消すことがあります。
  - ・偽りその他不正の手段によって利用許可を受けたとき。
  - ・条例、規制に違反し、職員の指示に従わないとき。
  - ・管理上、支障があると認められたとき。
  - ・災害その他の事故により公会堂の利用が不可能となったとき。

## 利用前の準備

### ●催し物の打合せ

- ・催し物を円滑に進行させるため、舞台・音響・照明などの操作方法、受付場内整理などについて、予め公会堂職員と打合せをしてください。

### ●関係官公署

- ・関係官公署（消防署など）への届出が必要となる場合がありますので、職員にご相談ください。

### ●運営役員の配置

- ・会場整理及びその他必要な人員は、主催者側で手配してください。

## 利用上の注意事項

### ●必ず「利用許可書（使用許可書）」をご持参ください。

### ●喫煙・飲食の禁止

- ・全館禁煙です。また、ホール内での飲食はご遠慮ください。

### ●看板及びポスターの掲示

- ・催し物の表示または舞台上の看板などは、主催者側でご用意ください。会場内外に公演関係の看板・ポスター類を掲示するときは、必ず公会堂職員の指示を受けてください。

### ●利用後の原状復帰

- ・利用後は、ただちに施設を原状に回復し、係員の点検を受けてください。施設や物品を破損した場合は弁償していただきます。なお、ゴミは主催者側で片付け、責任をもってお持ち帰りください。

### ●非常時にそなえて

- ・消防法などによる会場の定員は必ず守ってください。責任者は利用する際、必ず非常口などの位置を確認して下さい。万一災害のとき、責任者は館内放送などの指示に従い入場者を誘導してください。

### ●電話の取りつき

- ・外部からの電話の取りつき及び場内の呼び出しは緊急以外お断りいたします。

### ●利用時間の厳守

- ・利用許可を受けた時間以外は原則として利用できませんので、利用時間は厳守してください。なお、利用時間には、準備・片付け及び清掃の時間も含まれます。

### ●係員の指示

- ・施設の利用については、係員の指示に従ってください。

### 横浜市都筑公会堂

指定管理者：横浜都市みらい・新都市ライフ共同事業体

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：月1回/12月29日～1月3日



〈交通案内〉・市営地下鉄「センター南駅」から徒歩5分

・バス停「都筑総合庁舎」下車

ご来館の際はできるだけ**公共交通機関**をご利用ください

平成27年4月作成